

国住指第 327 号
令和 6 年 1 月 31 日

各都道府県
建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

**用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を
定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の
一部を改正する告示等の施行について（技術的助言）**

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 56 号）は、令和 6 年 1 月 31 日に公布、同日施行されることとなった。

また、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 57 号）は、令和 6 年 1 月 31 日に公布、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

については、これらの告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正の概要（エレベーター関係）

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件（平成 12 年建設省告示第 1415 号。以下「1415 号告示」という。）第 3 号において、昇降行程 10m 以下で、かごの床面積が小さいエレベーター（以下「小型エレベーター」という。）は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 129 条の 4 の規定によりエレベーター強度検証法を用いる際に適用される「積載荷重」について、一般のエレベーターよりも緩和された数値を用いることができるとされている。

今般、技術的検証の結果、エレベーターの制御器の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1429 号。以下「1429 号告示」という。）第 1 第 1 号に規定するブレーキ保持力について過荷重の対策が講じられることにより、小型エレベーターの床面積の制限を緩和しても安全性が担保されることが確認されたため、関連告示の基準の見直しを図ることとした。

（１）小型エレベーターの床面積規定の見直し（1415 号告示第 3 号関係）

小型エレベーターのかごの床面積規定を現行の 1.1 m²以下から 1.3 m²以下に見直すこととした。

（２）小型エレベーターの過荷重対策（1429 号告示第 1 第 1 号関係）

かごの床面積が 1.1 m²を超える小型エレベーターについては、床面積の拡大に伴い想定される過荷重のリスクを、小規模共同住宅等に設置するエレベーター（1415 号告示第 4 号）と同等のブレーキ保持力を求めることで対応することとした。

2. 改正の概要（エスカレーター関係）

エスカレーターは、使用上の安全を確保するため、設置時に令第 129 条の 12 に定める構造とすることを求めるとともに、エスカレーターの状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するため建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に基づき定期検査報告を求めている。

近年のエスカレーターにおける挟まれ事故への対応として、建築基準整備促進事業において、エスカレーターとその周囲に設置される柵等との位置関係に内在する危険事象の洗い出し、実機試験による検証が行われ、エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準の見直しが必要とされた。

また、エスカレーターにおける転倒事故への対応として、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会における議論等を踏まえ、ハンドレールに係る安全装置の義務化が求められている。

今般、これらのエスカレーター事故の再発防止策として必要な措置を講ずるため、所要の改正を行うこととした。

（１）エスカレーター周辺部の安全対策（通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成 12 年建設省告示第 1417 号。以下「1417 号告示」という。）第 1 関係）

エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準について、次の表のとおり定めることとするほか、その他の規定の整理を行った。

表 エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準

項目	概略図	基準案
ハンドレールと誘導柵とのすき間		すき間：160mm 以上
ハンドレールと転落防止柵とのすき間		すき間：160～200mm
進入防止用仕切板と欄干部材とのすき間		すき間：110mm 以下
ハンドレールと進入防止用仕切板及び登り防止用仕切板とのすき間		ハンドレール下面からのすき間：25mm 以上

(2) ハンドレール停止検出装置の規定化（エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1424号）第2号関係）

ハンドレールの停止等の異常を検出し、踏段を停止させる装置を技術基準に追加した。

(3) 定期検査報告項目の見直し（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）別表第5関係）

エスカレーターの定期検査報告の項目について、(1)及び(2)の改正に伴う規定の整理等を行った。

3. 1417号告示第1第5号の規定に基づく転落防止柵の取扱いについて

1417号告示第1第5号の規定に基づき転落防止柵を設ける場合、ハンドレールの外側と転落防止柵とのすき間は、160mm以上200mm以下とすることとしているが、これは、当該すき間において、こどもの挟まれや通り抜けに伴う事故を防止するために規定しているものである。1417号第1第5号ただし書に規定する「周囲の状況により安全上支障がない場合」とは、誘導柵やハンドレール近くまで高さのあるデッキボードを設置することによりこどもの挟まれや進入を防止する措置が講じられているときなどが想定される（図1・図2参照）。

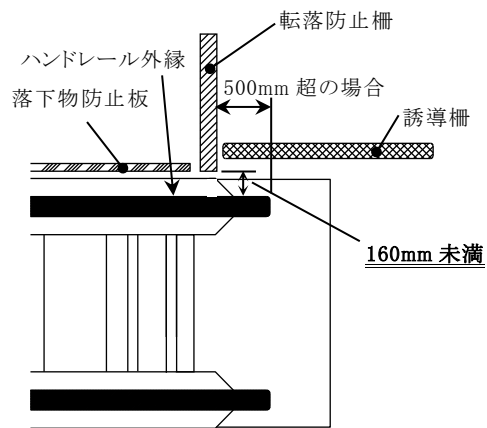


図1 誘導柵による挟まれ防止の例

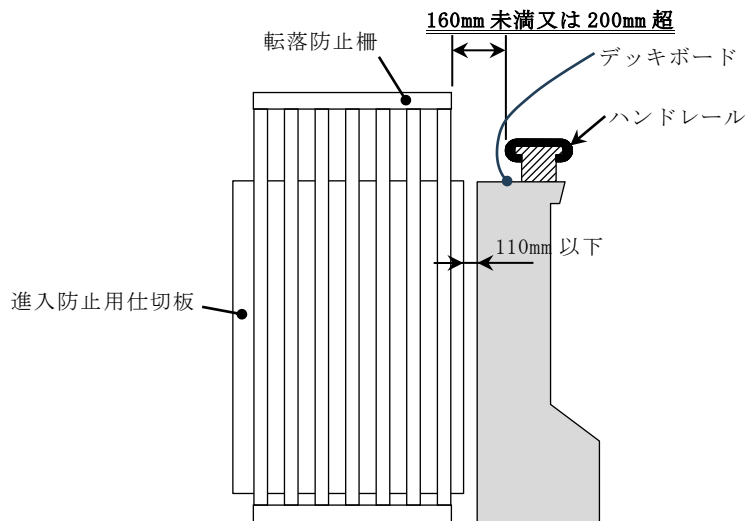


図2 デッキボードが高い位置にある例